

入園時の申請内容に変更があった場合、**2週間以内**に届け出てください。届け出に必要な書類については、「**子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）**」の裏面に記載しています。

認定は1か月単位です。月の途中で変更が生じたり、届け出が遅れても翌月からの変更となります。

書類は、通われている施設または保育運営課にお尋ねいただくか、市のホームページからダウンロードすることもできます。ここでは、従来よりよくいただいているご質問と回答を8つまとめています。

Q1 仕事を退職しました。施設の利用を継続するために必要な書類は？		
A1	すぐに転職する場合	子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） 就労証明書 ※就労開始後に記入してもらってください。
	求職活動をする場合	子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） 求職活動状況申告書 ※退職後、 <u>3か月以内に就労再開できなかった場合は、退園</u> となります。
※注意※ 入園申込時に復職予定として提出していた就労先を退職した、契約上の就労時間を短くした場合、利用調整における公平性の観点から内定取り消しとなる場合があります。早急に保育運営課へご連絡ください。		

Q2 職場のシフト上、「就労」の要件である「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を満たせません。退園しなければならないですか？		
A2	認可保育園等は、「保護者の保育が必要である事由」があるため、保育の支給認定期間に限り、お子さんを保育する場になります。 そのため、就労が確認できない場合は退園となりますが、就労時間が毎月不足する場合でも、施設利用の対象外となります（心身が重篤な状況であることが医師の診断書から証明されている場合を除く）。就労の時間不足については、就労証明書や職場調査等で確認しております。入園を待っている方との公平性も求められるため、要件を満たせなくなった場合は職場との交渉やかけもちでの就労、転職等をご検討ください。 なお、就労条件ギリギリのシフトを組んでいた場合、お子さんの急な発熱等により就労時間が要件を下回ることがありますので、余裕を持った勤務計画と施設の利用をお願いします。	
	提出書類	申立書 「①その理由と経緯」「②今後具体的にどのように改善するのか」を記入 就労証明書

Q3 疾病により、職場を休職します。		
A3	育児休業以外の休職の場合、「就労」に代わる保育事由が必要です。疾病による休職が1か月以上に及ぶ際は、医師の診断書を提出いただくことで、「疾病・障害」の事由により施設の利用を継続することが可能です。	
	提出書類	子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） 診断書 ※お子さんの家庭保育にあたれない状況であることを記載してもらう。

Q4 里帰り出産や帰省等のため、しばらく登園することができません。		
A4	長期間施設を利用しない場合、ご家庭内でお子様を育てているため、保育要件を満たしません。また、利用されていない状態で籍を確保しておくことは、入園待ちの世帯もありますので、原則、認めてはおりません。ただし、母親の健康状態等によっては、一時的な状況として、 <u>最終登園日から2か月程度</u> に限り認められる場合があります。なお、利用の有無にかかわらず <u>保育料は月額分をご負担</u> いただきます。	

Q5 出産を迎えることとなりました。		
A5	「妊娠・出産」要件による施設利用は、<u>産後8週間を経過した日の属する月の末日まで</u>となり、この期間内については、母体保護の観点から、就労状況に関わらず、施設の継続利用は可能です。 なお、「妊娠・出産」要件により入園された方は、期間満了により退園となりますので、「退園届」を提出してください。	
	提出書類	子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） 母子手帳の写し ※柏市発行の場合、1・4・9ページ

Q6 下の子の出産により、職場の育児休業制度を活用します。施設の利用を継続できますか？		
A6	職場の育児休業制度を取得される場合、出産されたお子さんが2歳になる年度末を限度として、同じ事業者へ復職されることを条件に、在園することができます。 育児休業を取得したお子さんが1歳や1歳半になり、育児休業を延長する場合も、同様に書類を提出してください。なお、育児休業の延長の手続きの際、保育園に入園できなかったという証明が通常必要となります。保育園の入園申込みの時期を職場とよく確認しておいてください。	
	育児休業を取得（延長）する場合	子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） 就労証明書 ※職場に育児休業期間を記載してもらってください。

Q7 近隣の市区町村へ引っ越します。現在の保育園等を継続して利用することは可能ですか？		
A7	転出後も保育を必要とする要件を満たす（転出先の自治体で保育の支給認定を受ける）場合に限り、転出された年の年度末までは利用継続可能です。ただし、小学校就学前までの在園継続を保証するものではありません。同じ施設の利用継続でも、他市区町村の住民としての利用になります。そのため、柏市民としての利用を停止し（柏市にて退園の手続き）、転出後に柏市外の利用者として手続きを行ってください（転出先自治体にて柏市の施設利用継続手続き）。 手続き方法等ご不明な点は、転出先自治体に直接お問い合わせください。また、転出先自治体での保育園等の入園申込みも忘れずをお願いします。	
	提出書類	保育園等退園届 ※「市外継続在園の希望」の「希望する」に○ 転出先自治体の保育園担当課で、施設の継続利用手続き
	手続時期	引越し月の末日まで

Q8 家族構成に変更がありました(離婚・同居・婚姻・入籍等)		
A8	各施設では、お子様をお預かりする上で、保護者やご家族の方への連絡が必要となる場合があります。世帯員が変更となった場合は速やかにご報告をお願いします。 離婚の場合は、<u>児童の親権者の確認</u>と、<u>「元配偶者の転居・別居（住民票上の住所が別）」が確認</u>された月の翌月分から保育料を新たに算定します。なお、DV等による避難や離婚調停の場合は、ご相談ください。	
	提出書類	子どものための教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）
		離婚 離婚届の受理証明書（子の親権者の記載があるもの）または戸籍謄本
		同居 就労証明書など、同居者の保育必要事由の証明書類 保育料算定のための税資料（柏市で住民税の課税がない方のみ）
		婚姻 婚姻日のわかる戸籍謄本または受理証明書 就労証明書など、婚姻相手の保育必要事由の証明書類 保育料算定のための税資料（柏市で住民税の課税がない方のみ）